

## 令和5年度「食絶景北海道×ゼロカーボンアワード 2024」表彰事業 商品募集要項

### 1 表彰の趣旨

本事業は、以下の趣旨に基づき、「ゼロカーボン北海道への寄与」と「北海道の食」としての魅力の両方を満たす道産食品(詳細の要件は「3 応募要件」を参照)を表彰するものです。

- (1) 北海道知事が2020年3月に公表した、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボン北海道」の実現を、本道の基幹産業である食産業においても推進する。
- (2) 食の北海道ブランドにふさわしく、かつ「ゼロカーボン北海道」に寄与する道産食品を道が選定し、表彰することで、消費者の「ゼロカーボン北海道」の実現につながる消費行動を誘導するとともに、食の北海道ブランドの新たな付加価値を創出する。

### 2 表彰の種類

- (1) 食絶景北海道×ゼロカーボンアワード 大賞(1点)  
応募商品の中で、審査結果の総合評価が最も高かったものを表彰します。
- (2) 食絶景北海道×ゼロカーボンアワード 優秀賞(2点以内)  
応募商品の中で、大賞受賞商品以外で「ゼロカーボン北海道に寄与する取組」に関する評価が特に高いものを表彰します。
- (3) 食絶景北海道×ゼロカーボンアワード 奨励賞(2点以内)  
応募商品の中で、評価順位にかかわらず、取組のユニークさや事例としての価値が際立っているものを選定し、表彰します。

なお、受賞商品の生産者(生鮮食品の場合)又は製造者・販売者(加工食品の場合※)には北海道知事から表彰状等を授与するほか、道が受賞商品のPRにご協力します。

※OEM製造の加工食品の場合には、応募者が、申請時に、応募する商品の食品表示法上の製造者・販売者のいずれを受賞候補事業者とするか指定することとします。(応募申請書の項目番号9に記入)

### 3 応募要件

本表彰に応募できる商品の条件は以下のとおりとします。

本要件を満たさない商品については選考対象から除外しますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 道内で製造・加工された加工食品又は道内で生産された生鮮食品であること。
- (2) 加工食品の場合には、主原料(原材料の第一位の原料)が道内産であって、製造加工の最終工程が道内で行われていること。  
ただし、水産加工食品の主原料については、次の要件をすべて満たし、北海道のイメージを損なわないものであると判断した場合に道外・海外産を認める。  
ア 過去に北海道内において水揚げされていたものであること。  
イ 産地表示を正確に行うこと。
- (3) 生鮮食品の場合には、対象商品を他の商品と区別する何らかのブランド名を付けられていること。
- (4) 商品が出荷されるまでの過程(生産、製造、加工等)に関わるものの一部または全部において、「ゼロカーボン北海道」の実現に寄与する取組が行われていること。
- (5) 加工食品の場合には、食品表示法に基づく食品関連事業者(製造者及び販売者)の登記簿上の本社の所在地が全て道内であること。生鮮食品の場合には、生産者の所在地が道内であること。
- (6) 食品衛生法が遵守されていること。
- (7) 消費者が購入可能な商品であること。
- (8) 過去に同表彰で入賞したことのない商品であること。

※「ゼロカーボン北海道の実現に寄与する取組」の例について

温室効果ガス排出量の可視化、食品ロス削減、地産地消、省エネルギーに向けた工夫、再生エネルギー活用、気候変動に適応した商品企画などの取組が例として考えられます。

取組の例については、応募申請書の参考資料にも記載していますので、参考にしてください。

#### 4 選定の基準と方法

表彰にあたっては、以下の基準で受賞商品を選定します。

- (1) 共通事項  
一次審査:「ゼロカーボン北海道に寄与する取組」を書類審査と専門家の意見により評価します。  
二次審査:「北海道の食として魅力的な商品であるか」を評価します。
- (2) 加工食品における二次審査  
専門家による実食評価を伴う評価会を実施します。
- (3) 生鮮食品における二次審査  
商品の食味を評価するうえで審査会の時期や環境による影響を受けやすく、公平性の担保が困難なことから実食評価は実施しませんが、書面による商品の総合的な魅力の審査を行います。なお、食味に対する客観的な評価の証明となる情報(他のコンクール等での入賞実績やマスコミ等の記事、ネット上での消費者の評価など)は審査の参考になりますので、申請時に積極的に情報提供してください。(応募申請書の項目番号 22 に記入)

#### 5 応募方法

以下の方法により申請してください。

- (1) 応募方法及び提出書類  
以下4点の提出書類を(2)の提出先へ電子データにより提出してください。応募者は、商品の生産者又は製造者・販売者自身による応募(自薦)のほか、関係団体等による他薦も可とします。  
なお、電子データによる提出が困難な場合は、以下の提出先へご相談ください。  
(提出書類)  
ア 「食絶景北海道×ゼロカーボンアワード」応募申請書(様式第1号)(Excel ファイル)  
イ 応募商品におけるゼロカーボンに関係する取組を紹介する資料(任意様式)  
※該当する内容が Web サイト等で説明されている場合は、応募申請書の項目番号 18【取組の参考 URL】に参照するURLを記載することにより、資料提出に代えることができます。  
ウ 商品画像データ1点(商品の外観がわかるもの。パンフレットデータ等でも可。)  
エ 食品表示が読み取れる画像データ1点
- (2) 提出先  
提出先電子メールアドレス: [shokusan.contact@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:shokusan.contact@pref.hokkaido.lg.jp)  
(担当部署)  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道経済部食関連産業局食産業振興課輸出振興係 担当:佐藤  
TEL:011-204-5312 FAX:011-232-8860
- (3) 提出期限  
令和5年(2023年)10月31日(火)まで

#### 6 表彰式等

本事業の受賞者の公表及び表彰式は、令和6年(2024年)2月14日(水)を予定しています。